

葦手物語抄本

397
375

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

始



藝備史壇特別號(大正十一年十月發行)

故北川子明遺著

葦手物語抄本

397-375

著者の略傳

北川浚通稱は助六字は子明といふ、文化八年辛未九月學問所假句讀師となり、同十二年七月句讀師本勤となる、文政元年二月學問所附見習、同二年閏四月御用達所勤務を命ぜられ、淺野家代々の記録を掌る、同五年閏正月御扶持方たまはり、天保二年二月江戸詰を命ぜらる爾後屢祿を加へられ嘉永四年十二月御用達所筆頭となる、萬延元年四月御舊記調へ年來骨折出精相勤し白銀三百目下賜せらる同二年二月六十九歳の老齡となり病を以て致仕す、慶應二年九月十九日享年七十二歳にして歿す市内新川場町聖光寺の塋域に葬る。

大正
11. 10. 30
内文

此冊子は、北川子明翁の兼手物語といふ隨筆二十卷の中、我輩備兩國に關する事のみを抄録したるものなり、書中往々史談にあらざる事も載せたりといへども、亦讀者の參考等に資する節々もあらんと思ひ、これを取捨する事なくこれを載す。原本に其順序等を異にせる箇所も亦鈔からざるなり、これ其の順序等の必要を認めざればなり讀者これを諒せよ。

大正十一年十月

廣島尙古會

397-375

著者の略傳

北川浚通稱は助六字は子明といふ、文化八年辛未九月學問所假旬讀師となり、同十二年七月旬讀師本勤となる、文政元年二月學問所附見習、同二年閏四月御用達所勤務を命ぜられ、淺野家代々の記録を掌る、同五年閏正月御扶持方たまはり、天保二年二月江戸詰を命ぜらる爾後屢祿を加へられ嘉永四年十二月御用達所筆頭となる、萬延元年四月御舊記調へ年來骨折出精相勤し白銀三百目下賜せらる同三年二月六十九歳の老齡となり病を以て致仕す、慶應二年九月十九日享年七十二歳にして歿す市内新川場町聖光寺の塋域に葬る。

大正十一年十月
11
内交

此冊子は、北川子明翁の葦手物語といふ隨筆二十卷の中、我藝備兩國に關する事のみを抄録したるものなり、書中往々史談にあらざる事も載せたりといへども、亦讀者の參考等に資する節々もあらんと思ひ、これを取捨する事なくこれを載す。原本ご其順序等を異にせる箇所も亦鈔からざるなり、これ其の順序等の必要を認めざればなり讀者これを諒せよ。

大正十一年十月

廣島尙古會

自序

此物語は俗にいふ隨筆といふものにて、おのが年頃見し事、聞きし事、はた思ひし事など、なにくれこなくいやつきくにしるしもてゆき、いごはかなきすさびのわざにて名もなき書にてありしを此頃ふと長門人芳樹麻呂がものし、書の中に、あしては花鳥餘情にあしてのいろはは葦の中に文字をかくなり水石鳥などにもかきなすなりと見えれば、其はじめは、唯なほさりのすさびに、葦の中に歌のもじなど、かきませけるばかりにて、丹青の巧みをつくすにはあらざりつらめご

(中略)

此書のさま、難波の葦のおひみだれし中に水石鳥などをものし、はじめもなく終りもなく、さひふでのゆがみしまゝにて、かきちらせしさま、これも難波のあしてなるべしとよろこびてかくは冠むらし、なり、ついでに此書は假名書きなれば、うまかけつ擡頭掲書の例なし、あなかしこ。

葦手物語抄本 (藝備史壇特別號)

○多 祁 理 宮

古事記に神倭伊波禮毘古命自日向發、幸御筑紫從其國上幸而於阿岐國之多祁理宮七年坐とあり、是神武天皇の行宮なれど、今其地を知らず、多祁はたけと讀みて竹の義なるべし、理は伸音なり、假の御宮を竹もて造りしよりかく名づけ給ひしにや、又舊事記に磐余彦尊十二月丙辰朔壬子至安藝國居于埃宮とありて日本紀同じ、埃の吳音えなれば江の宮と讀むべし、此宮も亦其地を失へり或はいふ安藝國故國府中の地なりと、さもあるべきか、さて多祁宮も、もと同じ行宮にて竹宮とも申し、又江の宮とも稱し奉り二書記す所名を異にせしなるべきか、今故府の内にたけい神社といへるあり、多祁理の訛にや、又總社といふありて、其社人等は、自ら埃宮とも、多祁理とも、多宮社ともいへれど、總社はもと一國の諸神をつとへ祭らるゝ所なればあたれりとも思はれず、或は埃宮を佐伯郡地御前社とする説もあれど何の據も見えず、又高宮郡可部川の邊に大なる廢祠の跡あり、可部を可愛として埃とよみ、郡名も高宮なれば、此社を多家宮とも又埃宮なるべしといふ考へもあれど、昔の高宮郡はこゝにあらず、可部も昔は漢辨にて綾部の義とおもはるれど此説もうけられず、されど上古は今の陸路も江海なりし所も多かるべければあながちに故國府とも定めがたしと物に見ゆ。

○淳 田 門

日本紀仲哀天皇二年夏六月皇后從角鹿而到淳田門食於船上時海鯽魚多聚船傍皇后以酒灑鯽魚即醉

而浮之、時海人多獲其魚而獻曰、聖王所賞之魚焉、故其處之魚至六月常傾浮如醉其是緣也、豐田郡能地村青木迫門は倭名抄に出る沼田郡安直郷にあたりて、今も年々まさしく浮鯛ありて、皇后の故事をいひ傳ふれば、淳田の青木迫門にあたる事疑なし、但し浮鯛の時候を日本紀に六月とあれど今は三月頃なり、大抵立春より四十日ばかり立夏の前にあり、詞花集大江匡房の歌に春くればあちかたの海一トかたに浮てふ魚の名こそ惜けれと讀るを見れば、春の頃に浮く事も久しき事なり、又此浮鯛を櫻鯛といへるも、櫻花の時節なればなるべしと物に見ゆ。

○伊都岐島

伊都岐島或は御香島と呼び、又は霧島我島など、も稱せる説もあれど信じがたし、延喜式三代實錄等の書皆伊都岐島と記し、懷中抄には寵の字を用ふ、後世専ら嚴の字を書けり、又ひとへに宮島といふ、この名も古き事にて高倉天皇御幸の記などに見ゆ、明神始めて此に鎮座し給ひしこと詳ならず、祠官傳ふる所は、昔佐伯郡に佐伯鞍職といふものあり、曾て官奏を経て廟祀をはじむ、推古天皇端正五年癸丑十一月十二日なりといへれど、國史に見る所なし、されど今に毎年十一月の祭を鎮座祭といひ、且大元大頭の二社共に鞍職を配せ祭れば謂れなきにあらじと物に見ゆ。

○勢能大山

安藝郡上瀬野村にあり、萬葉集小田、事勢能山歌に、眞木葉乃之奈布勢能山、之奴波受而、吾超去者、木葉知利家武接にせの山は紀伊國にもあれど、清輔與義抄にせの山は安藝國と記せり、又延喜式驛馬に大山驛あり此地なるべしと物に見ゆ。

○長門浦

長門浦は安藝郡倉橋島にて本浦のことなりと物に見ゆ、倉橋島ひかしの長門島といふ事を家翁も老梅園筆記に古人の説をあげて論はれし事もあれど、こゝにはいはず、さて萬葉集從長門浦船出之夜仰觀月光作歌三首月余見乃比可理乎伎欲美由布奈藝爾加古能古惠欲妣字良末許具可母、山乃波爾月可多夫氣婆伊射里須流安麻能等毛之備於伎爾奈都佐布、和禮乃未夜欲布禰波許具登於毛敝禮婆於伎敝能可多爾可治能於等須奈里とあり

○佐伯山

萬葉集臨時部に佐伯山于花以之哀我子鴛取而者花散輶、歌枕名寄に安藝國とあり、なべて佐伯郡の山をよみしものによ、里人は古江村鈴嶺をそれなりといふ、此山海邊にて、目立たる山なればさもあるべしと、物に見ゆ。

○大野

今は村の名となれり、萬葉集に大野らに小雨ふりしくこのもとに時とよりこよわが思ふ人とあり又遠近抄にすかるなく、あきの大野を來て見れば、今ぞ萩原にしきおりかく、此二首歌枕名寄未勘國の部に出づ、安藝國佐伯郡大野村のことなるべしと物に見ゆ。

○玉浦

萬葉集天平丙子遣使新羅國之時、使人等乘船入海路上作歌八首の内に奴波多麻能、欲波安氣奴良之多

麻能宇良爾安佐里須流多豆奈伎和多流奈里とあり此多麻能宇良は備後尾道のことなるべしと物に見ゆ。

○歌 浦

和名抄に出づ、今向島調といふ、向島の本浦に歌浦といふ地あり、古名の遺るなるべし、又同じ西村の内に小歌島といふもあり、相傳へて和泉式部の住みし所といふ、式部の父か又は夫か此島を受領して下りけることもありて式部も從つて住みけるにやと物に見ゆ。

○風 早 浦

萬葉集に風早浦泊、夜作歌二首節一和我由惠仁、妹奈氣久良之風早能於伎敵爾奇里多奈妣氣利按に此歌備後水調郡長井浦今の絲崎の歌と、安藝長門島今の倉橋の歌と間にありて安藝とかけされど海路の里程と歌什の次序とを考るに安藝の風早に泊せるなるべしと物に見ゆ。

○高 庭 驛

萬葉集に安藝國佐伯郡高庭驛といふあり、今の玖波高庭國音相近く轉訛して字を改めしにや、或は今の谷和村なるべしともいへれど、谷和は正中の頃開きしといへば玖波是なるべしと物に見ゆ。

○長 井 浦

萬葉集に備後國水調郡長井浦泊夜作歌三首今一安乎爾與之、奈良之美也故爾、由久比等母、我母久佐麻久良多毘由久布禰能登麻利都礙武仁。海原也夜蘇之麻我久里伎奴禮杼母奈良能美也故波和須禮可禰都母とあり里人云長井浦は今の絲崎なり、相傳ふ神功皇后征韓の時御船をこゝに停め給ふ、木梨真人といふ

人迎へ奉りて井水を汲て此船に供す、此郡を水調といひ、浦を長井といふはこれによりてなり、絲崎といふも井戸崎のよしなりと物に見ゆ。

○矢 野 神 山

萬葉集に妻陰、矢野神山露霜爾、爾寶比初、散卷惜、契沖が代匠記に云、矢野神山はいづれの國にありとも知らず、眞淵が冠辭者には、伊豫國喜多郡、備後の國甲奴郡、播磨國赤穂郡これまたいづれを讀みけん知らずとあり、今矢野村の民、村内の爲山をもて古歌の所詠といへど、いまだ是非を知らずと物に見ゆ。

○新 田 池

夫木集に、はじめてや、千とせのかげをうつすらん、新田の池の春の青柳といへる歌をのせて歌枕に安藝國と記せりいまだいづれの所といふことを知らずと物に見ゆ。

○安 志 乃 山

壬生忠見集に筑紫に下るに、安藝の國あしの山を雨の降る日こゆるとて、一トたびもまた見ぬみちにまどはぬは雨のあしこそ指南なりけれ、今賀茂郡高屋庄杵原村の内に二百谷といふ枝郷にあしの山ありと物に見ゆ。

○己 れ が 幼 時 あり し 事

○己れいとけなき時より坂井夫人名は積字は善夫號を東派といふの教へ子となりて専ら漢字をしへてけり、其頃の志は、い

とたくましく、一どかたの博士ものしりとなりて、世にも知らるばかりのものになりなんと念ひ入りしは、はやく才のほさをえしらぬあやまりにてありける、されど昔思ふ事をつつ知り、かにかくと、人の口まねする様になりしは皆此大人の賜なり、さて學問所といふ所に、まひ上りしよりは、春水春水の弟萬四郎惟柔二人の大人、さては加藤三平大人、今の金子博士濟民徳之助たちをも、師と仰ぎ仕へしなり、十七といふ年からさへづり、かつくすもてや、彼の人々のすゝめ玉ひしと見え、句讀師といふものになり一年許りありて、今の御用達所詰といふものになれる、さて手かく事を古田七之助大人に學ぶ、大師様といふものなり、彼の句讀師となりし程より、詩などかくに、さる手ぶりにては、たよりあしければ、やがて春水杏坪翁などの手をひそかに學ぶ、いづれになりても、いたう拙し、又劍術といふものは、山瀬源太翁に學ぶ、信拔流といふものなり、翁其頃年八十ばかりにてありしが、極めて健かにありし、太刀つかはるゝをりなど、眼の光りあたり輝きて、いとおそろしかりし事を覺ゆ、此翁なくなりたまひしよりは、今の原平治翁に従ひき、又槍つかふ事を、島末藤藏翁に學ぶ、坂井古田山瀬の大人達に見えしは、幼なくうなじばかりに髪ある頃にて、名をも金松といひし頃にて、祖父の君に伴はれて、参りし事を夢の様に覺ゆ、さて劍と槍とは殊に拙かりしかば、早くおこたる、たゞ物讀むことはあやしきまですき、かく老いゆくまでも、一日も巻とらぬ日なきは、若き時の名残なるべし、されどいつのほどよりか彼の博士となりなんと思ひし志はいづちゆきけんや知らず。

○水野勝成君廣島へ御出の時相撲の事

○元和七年七月八日水野日向守勝成朝臣備後福山城主今下總結城々々主御見廻とて、此廣島の大城に來たまひし事あり、其時の御供に相撲の者十六人なんめしつれられしかば、此御方よりも、相手とて野崎又左衛門正清今の獅子之助が祖なり松下安丞今誰の家にやしらす十左衛門も同じ太田十左衛門さては御持筒のもの喜左衛門御小道具の者三九郎など其他は御駕籠の者など出されて相撲ありしこと、物に見ゆ、其折又左衛門安之丞御持筒の喜左に白沙綾一ト巻下帯三筋にしてたまはり其餘の者へも白綸繻或は紫紅梅の絹など彼の下帯といふものにして、たまはりしこと見ゆ、こは勝し方にて被物かきものといふものにやあらん。

○文化十三年の日記のふしぐ

○或日文化十三年丙子と記せる日記やうのものをとり出て見るに、其頃己れは學問所句讀師といふものにて、日毎にまゐのぼり、童に書讀むことを教ゆる事を記し、或は論語の會讀し、或は左氏傳の、又は詩書の講釋し、など、さては友達の許に集ひて、詩作り夜更し、など、記し、のみにて、一卷の中これと目のとまる節はなく、二十許なれど手もいと拙く、書き様は唐めかしくものしたれど、これもをこに、且は物足らず、そが中に七月廿五日の條に大矢子國又兵衛が事なりに誘はれ、天神町なる川つらに行き、童相撲を見るときいふ事あり、八月十六日のところには、其頃己が住める平塚といふ里にも、其戯あり、土俵といふもの作り、東西の組分ちてけり、さて相撲ぶりといふをりは、うつくしきまはしといふものを、腰にまでひて目もあやにありしなどあり、此横鼻横鼻はしめ紙にてもし、色々の繪などかけるまでにてありしが、後には縮裏付上下などいふも竹屋町縮天驚織などいふ絹に金糸もてぬひしものしるもありき、さて行司といふものは、のなきけるもありの場などにも同じ事ありて、見に行きし事を記し、さて、相撲取は年の程、十あまり三つ四つばかりの子を、關とし、つぎく五つ六つばかりのものまでにて、かはゆらしくありし、勝てる方は纏頭といふものには、はかなき菓子などをとらす事もありけり、此戯其年の夏より秋の初つ方までにて終りし、同じ月の廿五日九月二日には、廣瀬の神の垣内にて、歌舞伎芝居といふものありて、見し事を記せり、句讀師の芝居見るもおかし、次る年、十四年の三月廿日には、伴某佐原某權兵衛井某源七中村某兵太岡吉太郎幸勇之進藤田健次郎など、打連れ大野といふ山里にわけ入り、瀧を見し事あり、同二十二日には、坂井大人孫三に従ひ今の博士公實ぬし五六人連れにて、岩鼻の藤を見て、詩を作

りし事あり、四月二十日の條には、竹の御館のやんごとなき御方院殿原大人の、劍術見給ひ、大人の教子のかぎり、御館に参りて、其技見せ奉り、己れもかすまえられし事あり、同じ月廿五日には江波島に例の歌舞伎ありて見し事兩度あり、一度は妹二人を伴へる事あり、今にて思へば、何れもくも夢の様にておかし、此日記なくば、昔惚ぶしはあらじと思へり、されど餘りに拙く、且は不要なれば、はかなきふしにあれど、これ許りこゝにかきつけて、其他はやりすてぬ、序に云、歌舞伎やうのものは、女童に姪を教ふ媒となり、且はすき人のみだりに財つかひ、國の費なりなるといふ人もあれど、一どかたにはいひがたし、さるわざを常にもす所もあれど、そこに限りて、ことに女のたはるといふ事も聞かず費といふ事も、一わたりはさる事なれど、はかなく世わたる民の、たつきとなるかたも少からず、そが上此都下などは、かの三つの津につきてにぎはしく、何事もなにはの手ぶりまねふ所と見ゆれば、かにかくに一どかたには、いひ難かるべし。

○遊行上人の事

○文政八年九月四日日記に此頃天の下を廻りありく遊行といふもの御國に参り誓願寺といふ寺にやどりしてあり、今日なん尾長山の御宮に詣つと聞きしかば、吏曹にもうのほるついで、例よりはやゝ早く出て、播磨屋町といふ所にて童なんど、むれゐて見る、年の程七十餘りにて、面やせあをみ、鬚いとおどろくしくおひし、よろ法師にてぞありける、徒然草に、西大寺の靜然上人、腰かゝまり、眉白く誠に徳たけたる有様にて、内裏へ参られたりけるを、西園寺内大臣殿、あなたふとの氣色やとて、信仰の有ければ、資朝卿これを見て年のよりたる一と申されけり、後日にむく犬の淺間しく老いさらほひて、毛はけたるをひかせて、この氣色たふとく見えて候とて、内府へ参らせられたり、なんと云ことを思ひ出て、をかし、此法師は將軍家より、御ししたまはり、國々を巡るものにしあれば、やむことなきに

は、かの御しるしにめで、おもくもてあつかひたまふことを、もろ人は知らず、かのむく犬をいき佛のやうにたふとみ拜むぞ、おろかなり、同七日の條に、夕つかた吏曹をすへり、友達三四人づれにて、かの寺に行く、東のひさしに紫の幔幕うち、そこに彼のむく犬の弟子犬ら五六人、はし居して、佛の名かきし符章を人に與ふる時にてありし、いと小さく紙もて作りし符章なれば、ようせずば指にもつれ、あるはどゞこほるべきを、さはなく一人に一片づ、授く、いとやう手なれ、すがくしく、すみやかなる様譬ふるに物なし、さて授かる人をば、魚などの築の中に入る様に、竹もて埒つくり、一人づゝかの法師が前に至る様に、かねてより道作りてあるなり、いと廣き寺の庭に、所せまきまで立てる、幾百千の男女老いたる若き、かの符章授り喜びつゝ、ほろくど歸る、さて符章授ること終りしかば、法師に御堂に行き佛にてふらいし、經すしなとしてたちめぐるに、かの遊行法師ことにかろひにくきまで、健なるぞをかし、今日は彼が齋らし、寶物見すとて、いつもよりにぎはしく、さてまことに見せしか、うるさければ記さず。

○猪喰犬の事

○元和六年七月義直中納言尾張猪喰ひの犬、御國に多くあるよし聞しめされ、さて乞ひ給ひしかば、時のやむ事なき御方自得院殿より、尾張家の殿人、石黒某まで遣はされし、御書の略に、猪喰の犬の義左衛門太夫殿福島正時、當地に多有之様に、中納言様被聞召御用に候間、上ヶ可申由被仰越候、左様之犬今程此地には無之、隨而此犬私家中湯川丹波と申もの手前に有之、紀伊國日高郡にて、能猪を喰申候由、犬ふる候得共、先進上仕候、爰許郡々へ申遣候間、犬有之候は、重ねて進上可仕候云々、とある人の藏書に見ゆ、昔はさる猛きものもありしなり、さて御書のかきさま御祐筆ものなれど、ありのまゝにていと有難し、御書の中に、紀伊國しかくどあるは、このとし元和六年は安藝御入國の翌年なり。

○嚴島にて花多き所

○嚴島にて花おほき所

杉浦 大經堂千登 長濱 名山藏 櫻谷 觀音原 鳥井松 花園 大元 大御堂
大願寺 中間樂師 谷カ原 多寶塔 網浦 楓溪 瀧宮 彌山と物に見ゆ。

○慶長年間の物價

○慶長十九年計府の銀子拂帳といふ物に、かゝる事ありと或人語りき

正月廿五日 一 百六 匁 秀頼様御元服の御祝儀に上る杉原二十束の代
六月廿七日 一 十三 匁 すき五丁くは五丁の代但し一丁に付一匁三分づ、
七月十三日 一 七匁七分 もち米二斗の代はすのめしの御用
同 廿八日 一 二 匁 大佛もち四十の代但し十に付五分づ、
八月四日 一 十一匁二分 なみの酒二斗二升の代七夕に御小人衆に被遣
九月朔日 一 二 匁 もめん一たんの代ふきぬの、用

なと見ゆるよし、又元和五年のものには

二月廿四日 一 三十五文 又六様御手習筆二對墨二丁の代

五月一日 一 三十文 又六様御せつた一足

十月四日 一 二十文 三味線の糸三筋座頭さまいち二かひ候て被下候

同 廿九日 一 三十文 なまこ十はい又六様夜はなしの御肴無之に付買ひ渡し申候

なとあるよし、さて又六様とあるは、三次御初代因幡守長治君の御事なり、昔はやむことなき御方の御

上にてもかくまで御質素の御事にてありし、又物價のもやすき事もたぐひなし。

○昔の書簡

○天正文祿頃より、元祿頃までの書簡は多くはひねり書、或はまき文のたぐひにて、今の糊づけは稀なり、文祿朝鮮の御陣の時、豊臣家より、ある御方につかはされし御書の中に、其表の様子懇に書狀相認のり付に仕候て可相越候云々とあり、されば當時糊付なきにはあらねどかく殊更に仰せつかはされしは稀に用ゆるものなればなり。

○曾我兄弟の爲に尼となりし虎少將が事

○世羅郡赤屋村の言傳に、曾我兄弟の爲に尼となりし、虎少將諸國修行し此郡に來り、白石山明覺寺に留り居しが、遂に其所にて入寂したりと、今明覺寺の内に兩尼の墓といふあり、又當村文裁寺は兩尼の開基にて、二人が修行の笈なりとて此寺に残れり、又小童村にも祐成が假墓及び虎が墓もありて、村中より掃除料とて年毎に米一斗を出す、さて毎年三月廿五日を名日と定め、村人業をやめて參詣し、佛餉米五升を供へ、村内正願寺にて佛寺を營むと物に見ゆ。

○御城にて大般若經を誦せしめ給ふ事

○御城にて毎年正五九月十二日眞言宗の法師參りて、大般若經を誦すことあり、此經御城付といふものにて、毛利家の時より傳はれりといふ事なり其經箱の蓋に、播州英賀飾磨郡の内た英賀といふ所あり 天滿宮常住物也、願主後藤伊勢守藤原基信、永正五年戊辰五月十日と記し、よし、毛利家のものとはいへれど、いかなる傳にや、いとふるき物なり。

○消息文のはし書

○消息文のはし書 今の歌よみはおしなべて、歌よむ事も、文かく事もいと拙くして、言葉づかひ、かしく心しらひあやしくさとひなど、すべて舌にたがへるふしの多かるうちに、文書く事は殊に拙くして、更に古へのみやひふみの様をば、えしらぬ中にも、消息文などはしも、むげにたどしき様にて皆いと幼き口つきなるを、おのがしは、心をやりつゝ、さすがにえんたち氣色ばめること、うちまけたること、中々にいとしなく、こちなくかたはらいたき、わざになんありける、さるを此藤井の高尙といふ人は、吉備國人にて、吉備津宮の宮人なるを、明くれ神に仕うまつる、いとまのひまには、古のみやひを、わざと好みて、はやくより己が教子にて、いとまめやかにつとめ學びて、其すぢの書ども、ことによくかきて、かのかいなての世の人には、こよなくなむ有りけるを、近き年頃此の消息文例といふ書をなむ、書き著して、此文書くべきしるべとなむせられたるは、いとまめめでたく、己もはやくより心ざし思ふすぢにて、いとまめうれしく心ゆきてなん、覺ゆるまゝに、まづよろこびかてにかなむ、本居宣長とあり、己れ此文例といふ書を一わたり、物のはしに書付けおきしに、此はし書きをば、はふきつるが、さすがにをしくて、今こゝになむ。

○福島正則朝臣の事

○藩翰譜に略福島正則、悪行日々月々に超過して、安藝備後の士民、悉く虐政に苦しみ安き心もなく、剩へ己が住む廣島の城、恣に増築て天下の大禁を犯しければ、元和五年六月二日と申すに、國悉く沒收せられて、津輕の地に移さる、七月三日津輕は餘りに遠き界なればとて、越後魚沼郡地二萬五千石信濃川中島四萬五千石兩國の中にて、所領賜はり、子息備後守正勝も父と同じく流され、明る六年九月十四日に死す、正則彼所に

ある事凡六年、寛永元年六月十三日年六十四歳にて死してけりといれど、元和五年五月七日ある人の書簡眞跡に、略に、福島左衛門太夫殿、廣島居城普請之儀、公方様御耳に立ち、左衛門太夫殿氣遣被仕候處、早速相濟無事に御座候由珍重に存候、しかとあるによれば、彼の廣島城態に増築て天下の大禁を犯すといへるは、あまりにいひ過ぎなり、又早速相濟無事しかとあれば、此度正則朝臣の罪は別事と見ゆ、又六月九日酒井忠世雅樂頭本多正純上野介朝臣たちより、正則朝臣に遣はされし、御奉書といふものに、就御國遣之儀爲御使牧野駿河守花房志摩守被差遣候上意之趣委細兩人可被申候云々とあれば、彼の藩翰譜に六月二日あるもうけがたく、又國悉く沒收せらるるとあるも、例のいひすぎといふものなり、御奉書の面に、御國替とあり心して見るべき事なり、さて悪行日月に超過し士民虐政に苦しむとあるもいかにぞやと聞ゆ、かにかくに、此朝臣罪蒙られしは、こと事なるべし、かの忠世朝臣たちより命傳へられし頃は將軍家は京にいまし、正則朝臣は、江戸にあられしなり。

○御家紀伊に御移封の月日の事

○按するに御家、關原役の御功により、紀伊國を御拜領ありし事を、中古治亂記には、十一月十九日、家忠日記には同月十八日の事とし、安民記逸史等には、十一月とありて日なし、松榮記事編年集成東遷基業等には、十二月の事とせるは皆誤なり、御拜領ありしは、十月五日の事ぞかし、こは史官ならでは用なき様の事なれど、筆のついでに記す。

○佐伯郡福島明神の事

○佐伯郡下平良村榎本といふ處に、福島明神と申す社あり、祭神知らず、相殿に稻荷、惠美須を祭る、社の傍なる川を河合川又榎川ともいひ、すべて社のあたりを、榎本といふよし、さて河合は可愛にて、

可愛はるなるべしといふ考へあり、社の後に古き墓あり、又池あり、それに住む龜をば神龜といひて里人どらず、祠官は宮島にありて、佐伯衛守といふよし、それが家にも此神の所傳なきよし、さるを文化十三年の春竹の御館にいますやむことなき御方覺道院殿此社に参りたまひ、かにかくと聞召すことありて、こは節婦榎本連福佐賣を祭る社なりと定めたまひよし、三代實錄類聚國史清和天皇貞觀十四年十二月廿六日壬戌、節婦安藝國佐伯郡人榎本連福佐賣叙位二階免田租表於門閭とあるよし、この御方はひかし忍ばせ給ふ御心深くおはしまし、府中村の水分神の社の事をも、考へ出でたまひし事なごいとくかしこき、おん事なりかし。

○寶曆八年の大火

○寶曆八戌寅廣島の大火は、同四月三日申の刻ばかりにてありし五丁目西側今津屋伴藏掛持の家より出火、風は西南なりき、

- 一 侍屋敷百八軒 外に御泉水、御概、栗林御屋舖、宇津天神社、御櫓四
- 一 五丁目竈數七十五
- 一 三四丁目同四
- 一 鹽屋町六十八
- 一 猿樂町十一
- 一 西魚屋町同二百十三
- 一 平田屋町同六十七
- 一 東魚屋町同七十七
- 一 革屋町同七十六
- 一 東白島町同二十九
- 一 同町土手片側燒失夫より
- 一 妙風寺後へ燒け百軒、多門東側燒失
- 一 竈數合千二百五十五
- 一 土藏五十五
- 一 九軒町竈數七十四 九軒町不燒燒け牛田村に飛火、し同所中屋より下燒らす燒る
- 一 牛田村同九十四、一寺 勝樂寺、妙蓮寺、誓立寺、超覺寺、安樂寺
- 一 翌四日未の刻白神社より出火 按に社内松檜に火の發りてありさいふは此時の事なる
- 一 西風にてありし
- 一 侍屋敷六十四軒 外に御米藏二所、御紙藏、御普請方屋敷田中屋舖
- 一 新川場町竈數五十七
- 一 竹屋町二百十四

- 一 東柳町同百十四
- 一 稻荷町西同九十九
- 一 一茅屋町同百六十八
- 一 比治山町同百五十五
- 一 稻荷町中同九十二
- 一 同東同二百
- 一 一拜領家四十五軒、一寺 國泰寺、正清院、戒善寺、妙慶院、禪昌寺、興德寺、常林寺、圓
- 一 竈數合九百三十三、土藏二十一 隆寺、松生院、長性院、勝樂寺、妙詠寺、法正寺
- 一 竹屋村竈數二百四十五
- 一 一段原村同四百七十一
- 一 一兩日侍分二百八軒、徒士以下九百七十軒

○片田舎に古への様の残るふしぐ

○玉勝間に、詞のみにあらず、萬のしわざにも、片田舎には古へ様のみやびたる事の残れる類多し、さるを例のなまさかしき心ある者の、立ましりては、かへりてをこがましく覺えて、改むるから、いづこにもやうく故き事のうせゆくは、いと口惜しきわざなり、葬禮婚禮など殊に田舎には古く面白き事多し、すべてかゝる類の事共をも國々のやうを、海づら山かくれの里々まで、あまねく尋ね聞きあつめて、物にもしるしおかまほしきわざなり、葬祭などのわざ、後世の物しり人の考へ定めたるは中々にから心のさかしらのみ多くまじりてふさはしからず、うるさしかしとあり、己此條をよみ、御國にはかゝる習はせありと、彼の翁に見せたく思ふ、しぐを、物の中よりぬき出でつ、賀茂郡丸山村の民は、初生の時の髪を藏めおきて護符とす、父母の恩を忘れざる心なりとぞ、又御調郡數村に、婚禮の時に平句といふものを歌ふ、其の歌「鶴が門の扉に巢をかけて、いかなやみ夜も月と輝く」『鶯が梅の梢によりそひて花を枕に月を眺める』又賀茂郡三津町には子を産む家、戸外に二尺許りの杭木を挿み、それに椿の枝を注連繩もて結び付け、これを花垣といふ、生るゝ子、男なれば戸首かしらに立て、女なれば戸ノ尾おしに立つるとぞ、又諸郡の民ども分秋なごりの初め必ず田ノ神を祭る、これをさむばい祭といふ、五月蠅を糞ふの儀にや、其式異同あれど、大抵田の畔なごに、紙幣かさいを立て或は竹にて後をかこみ、前に座を設け、田器を列ね、柏葉又は桐葉に飯めしを盛り、瓶に酒を盛りてこれを供す、さて男女列座し笛吹き鼓うちて田植歌を歌

ふ、又諸郡大概喪葬の時、喪主及家族など、柩に従ひ行くに、常服の上に白布を着、額に三角の紙を着るもあり按に白衣冠の遺訓なるべしさて葬終りて喪主荒薦の上に座し、葬を助けし人を拜謝する事などあり、右着る所の白布衣を按に埃糞抄に親の喪に居る人は淨衣を着るを以て色なきをこいふ、いふなりと見ゆれば喪服をいふも古き稱なりとぞこれを製するに、尺度を用ひず手指にて寸尺を定め、端を縫はずとあり、又凡葬の家、事を助くる人に酒を出してこれを勞ふ、然るに佐伯郡井口平良等の村々には、禁じて用ひずとあり、又立春の日村野の民豆十二を焼き、其色の黒白を見て、其年十二月の陰晴を占ふ事あり、又世羅郡戸張徳市兩村節分の夜、祠官小松百本を根ながら採り米を紙に包み、麻苧を以て一本毎に結付けこれを神に供す、明日村民社に詣りてこれを受く、子日ノ松といふ、又村野の民歳首に來往するをおかみと稱す按に散木集、除夜の歌に、「こゝたまのおぼつかなきに、おがみすこ襲笠きて木の末に上り我家をみればこむする年のあるべきこと皆見こすへながらに年をこすかな一顯昭の注におがみすこは十二月晦の夜又三谿郡には、つの草履といふをはきて若水を汲むゆこれをおがみといふことありこれなりや又別なりや知らずとあり又同郡及び奴可郡には若水を汲む時、歌ふ歌あり『あら玉の年の始に水汲めば薬の寶我ぞくみどる』さてかの草履は歳暮に屠者より民家に納む、又山縣郡坪野組には年の始め先づ産土神祠に詣で、皇國神々の御名を稱す、これをかいむけといふ、按に神樂神平の義にやとあり又佐伯郡麥谷村には、正月兒童繩をまき圓座の如くし之を射て戯とす、守屋の膽を射るといふ、又高田郡吉田村惠美須社に鬼射の神事といふ事あり正月七日折敷に鬼の字をかき、桃弓竹箭にて是を射る、上人江村等にも同じ祭あり、こめのみつ祭といふ、又賀茂山縣郡の賤民、正月十四日の夜顔をかくし、牛の索錢繩などの類を人家戸外より内に入れて、とろへいいと呼ぶ一にこのこれに米錢を與ふれば忽に取去る按に貝原翁歳時記にも此の類ありと又正月十五日村民ども今年種へき所の稻種數品を擇び、盆に入れ置き茅種を粥にひたし、其稻種をつけ多くつきし物を其の年の種と定む、さて其付し物を種花と名づけ神に供す、三谿郡三若村には興津彦興津姫の二神に供すとあり、又同月十五日賀茂郡三津村には此日家々餅羹を食ふ棟包といふ終夜宴會し彼の平句を歌ふ、『天竺のあまの河原によし植ゑて、我よし人よし君は猶よし』吾親の年のよるこそ悲しけれ十九二十でいつもあれかし』正月

元日より二月朔日まで宴會毎に平句ありとあり 又十二月朔日高田郡の傳へに、貞治五年此日毛利時親石見國の戦に江の川を渡る時石一つ帯にとりまじり、先登して戦ひ利あり、因りて神異なりとし石を八幡神殿に納む、これよりして毎歳此日をよろこび、餅を石にたくへて、川通り餅と稱す、遂に國內の風となるといへり、など見ゆ。

○白神社にて鐘鑄の事

○寛永七年十一月十六日白神社に鐘鑄の事ありしかば、悪錢三百貫文御寄附、神社に鐘を鑄る事めづらしく、又悪錢御寄附もめづらし。

○和名抄にて安藝備後の田額并に租税

○和名抄に、安藝國管八、田七千三百五十七町八段四十七步、正税二十三萬束、公廩二十二萬八千百束本額六十三萬三千三百束、雜額十七萬三千二百束、十芥抄に田萬七千八十四町とあり又備後八郡にあたりて和名抄に管十四、田九千三百一町二段四十六步、正税公廩各二十四萬束、本額六十二萬五千束、雜額十四萬五千束、十芥抄に田九千二百九十八町とあり。

○飢人のさまの事

○繪草紙などにて、飢人の様を見るに、瘦せにやせて、よろほへる様を繪けれど、まことや飢ゑて死せる様を見るにさはなし、天保七年の秋みのらす、明くる年の春頃より飢ゑて死せるもの多し、其様初めはかの繪がける様にて、いたくやすれど、こはいまだのもしげあり、それより惣身あはれにはれ程なく死せるものなり、此のはるゝ様いともあはれに、たとふるに物なし、今かく筆とりてものすさへ昔の事思はれて、涙こぼるゝやうなり。

○御家御紋鷹羽の事

○御家の御紋といふもの、圖の中に鷹の羽を左右よりくみちがへしものなり、丸に鷹の羽の御紋といふそれを慶長元和頃の簿書には御紋真羽丸と記せり、己れ若き時の者に鷹を真鳥ともいひ、圖に真鳥羽といふことを、さは記し、ものと思ひ、まづ真鳥といふ鳥はいかなる鳥に侍るやと、杏坪大人に尋ねしかば、答書に萬葉巻七まどりすむ、うなてのもりの菅の根を云々、冠字者に鶴なるべしといへり、萬葉略解に鶯なりとあり、冠字續貂に鶯にてはあるまじ、鶴なるべし、倭姫世記に白真名鶴シロマナヅクリ持廻チホケル暗彼鶴カクレカケの真鳥マトリ號稱大歳神云々と、世記に見ゆれば鶴ならむといへり、吳竹集にまどりは大かた鶴をいふなり、和訓栞に真鳥は萬葉の抄に鶯なりといふ是なりとぞ、西土にも漢代より箭にはくに、鵬ヒトリをもて最とすと見えたり、又鷹狩に真鳥といふは雉なりといへり西名草に雉を御幸鳥といへり、又真鳥すむうなどてのもりどつやけたるは、鶯なりともいへり乘に三説をあげて何れも定めず、按に鶯なりといふ説はわろかるべし、真鳥鶯すむといひて、またうなてとらくること重言いかやあらん、鶯鶴のうちはいづれも據所あり、真といふは、強くたけきをほめたる詞とせば、鶯の説まさるべきか鶯を真かれば木の真木は鶯なり鶯の真かみは鶯なりされどこは皆萬葉解なり、後世に御鷹方なりといふに雉を真鳥といふことも侍らんか、されば遠き萬葉の解を論せんより、後世の雜記などに見ゆる、雉子にても侍らんかといへり凌か考に官の元祿頃の日記に、御鷹砲にて真鳥一羽雁二羽云々ありこれに雉子をいひしものにてはなく別に一種の鳥と思はる、和合堯徳本五郎原隆治平の考も聞きしが、大凡同様の事にて真鳥といふ名は古より傳へれど、今は何れの鳥といふ詳ならずといふ事なり、前にもいへる如く、おのれ始は真羽といふ事を真鳥の羽といふことよと思ひしかば、かく人々の考をも聞きしは、やく思ひたがへるにてありし真といふ事は何にまれ、ほめし詞なれば、鳥の羽の中にいとすぐれしものを真羽とはいへるなるべし、されば御紋の鷹の羽は羽の中にいとすぐれて、大きなをとり用ひ給へれば、鷹の真羽とはいひしなるべし。

○岡本執政の和歌

○岡本執政大藏の歌とて或人の語りけるは
たのしみは憂が中にもありぬべき歸る家路にうたふ山賤

○御領分の寺數

○御領分寺數 八百六十八ヶ寺内百十五ヶ寺御城下にあり、堂社數 七千九百七十九内千四百二十三社
四千二十八祠、千五百八十三堂、九百四十五辻堂内百四十一、御城下内六十社、二十九祠、五十二堂と物に見ゆ、今御城下にて惠美須社或は金比羅社地藏堂なんといふもの己れが幼き時はなかりしものいつの程にか營み初めて幾つといふ數を知らず御封内の廣く大きなを思ひやるに限りもなき事なるべし淫祠といふもの多くなり盛ふるにつれて古き宮居の衰へ行く事はいとものなげかはしき事どもなり。

○弘化三年江戸の大火

○弘化三年正月十五日江戸大火、同日晝八時半頃本郷丸山邊より火起り、西北の風強く、鐵砲洲邊まで焼けぬ、翌十六日八時頃鎮まる、晝夜十三時にてありし由、類焼のもの男女六萬四千三百八十五人、御救ひとて一人に米三升錢二百文宛米高三斗俵になほし六千四百三十八俵と一斗五升錢一兩に六貫五百文金にして千九百七十一兩一貫五百文とぞ、此時湯島なる聖堂も焼けし由おのれ江戸にありし年、八月の御祭に頼聿庵教授に語り、幕府の博士古賀某の教へ子となりて行きて見し事ありけり、堂は一層高き所に立てり、いと大きな堂なり御城にていは、國泰寺の御堂ほどもありなん、銅瓦漆柱にて敷瓦といふものなり、常憲公の御時、御造營ありし由、めたゝき莊嚴にてありけるものを、をしむべきもの事

なりかし。

○寛永十五年巡見使の事

○寛永十年秋巡見使の御事あり、京極伊豆守殿、柘植平右衛門殿、村越七郎左衛門殿にてありし、御移封の後、はじめての巡見使にてありけり、其時里塚いちづかをおかる、當時の文牒ぶんだつに一里山とあるもめでたく、これなん御國にて里塚の始めなり、さて伊豆守殿に御附廻りといふ事して、使令に供するものは徒士なり、なみくものものにては、遠郡僻郷の事をば得知らずとて、鷹師二人づゝさへ副へて、出されし事物に見ゆ。

○佐伯郡草津波止の事

○草津佐伯郡なるはと、いふもの作りしは、文政五年春の事にてありし、たよりよき程に小き丘のあるを堀りうがち、その土もて今の築地といふ所をものし、さて石もて彼のはと作りしなり、はとは船はつる料にすなるものとぞ、されど其のたよりをえしにやしらすかし、多くの人してもものすことなれば、いとにぎはし、正月廿八日同僚のたれかれと伴ひて、見に行きしことかの日記に見ゆ。

○寛永年間に於ける廣島の地價

○寛永十年廣瀬油屋町うら家南側、表二間五尺、入十五間平板屋代銀八十六匁賣主大工九兵衛、買主大工善左衛門、一立町賣家東側、面二間四尺、入十七間平板屋代銀三百匁賣主兵作後家、買主五三郎、一山口町賣家東側面二間七尺入十八間四尺、平板屋賣主道買主柳町廣教寺、一平田屋町賣家南側面二間半入十九間半、平板屋賣主大工惣兵衛後家買主與左衛門代銀六百目云々など見ゆ、いづれも平板屋作り

にて、價大かた同じたぐひなり、當時市塵のありさま見ゆる事ゆゑしるす。

○嚴島社造營の事

○嚴島造營の事物に見ゆるは、仁平二年清盛朝廷に奏し、本社を修造し、屬祠鳥居までも、大に改造り百八十間の廻廊を起し、壯麗を極むと、平家物語等に見え、又仁安三年祠官佐伯景弘が上奏解狀に、神殿并に舍屋偏勵私力悉遂造畢云々とあり、建永二年社殿回祿に罹りしが、官使を下し實檢せしめ、造營を命せらる、建保三年に成る、貞應二年又災あり、後十年を経て、猶營む事を得ず、安藝一國按に一郡の誤にやを祠官に付せられ、八年の貢を以て造營し、仁治二年に成りしが、未だ全備せず、寛文年間、廳宣を下し、井原村の地を以て永く社領に定め、未造の舍屋を造るべきよし命せらる、正應年間にも火災によりて造營の事見ゆ、永祿年間、元就備後の和知兄弟を此島に禁錮せられしが、如何思ひけん、神殿に籠りて、神事も妨げ、れば、元就人をして廻廊に引出して、打果され此けがれによりて改造あり、元龜元年落成す、今の御社これなりとあり。

○甲奴郡の聖靈社の事

○備後甲奴郡深江村に聖靈社といふ社ありて、正中乙丑勸請といふ、祭神傳を失ふ、按に凡此社號安藝國にはなくして、備後諸郡には同名の社多し文字には聖靈照靈青龍など書ければ元一神と見ゆ祭神吉備津彦ともいひ又京五靈の神に同じともいひ傳ふれど、吉備津彦といふを是とすべし、そは安藝にはなくて、備後に多く祭るを見れば吉備に功德ありし神なれば、これを祭りて聖靈とも稱せしなるべしと、物に見ゆ。

○御移封の翌年妙慶院より奉りし申狀

○元和五年御封あらたまりし翌年寺社領知御改ありし時妙慶院より奉りし物とてある翁の見せられしは廣島寺此以前の寺領被成御改候に付而當寺の寺領左衛門大夫殿福島氏御代に御知行百石被置付候所は安南郡上瀬野村にて御座候則左衛門大夫殿御墨付可掛御目候處に住持上方へ被罷越留守にて御座候間右の書物置所不存只今上り不申候五三日中に歸寺可仕候間其時墨付可掛御目候右之通可然様に被仰上候而可被下候 以上

申 六 月 四 日

妙慶院内 惠 玄 (花押)
同 覺 玄 (花押)

田原傳左衛門殿
松田 爲兵衛殿

○赤銅鑿の事

○赤銅鑿は武用にならぬといふ事は、武人のいふことなれど、なてふさる事やあると思ひしに、寛永十三年九月御船奉行植木某小右衛門御船頭三宅清左衛門同半三郎父子罪ありて、兒玉傳左衛門これも御船頭にてこの度討手の一人なり半三郎に討て掛り候ところ、半三郎手ばやくきりかけ、傳右衛門が脇差の赤銅鑿をきり、餘り傳左衛門が指をきり落と物に見ゆ、然れば武人の説しゆべからず。

○昔の倅といふ事

○倅といふ唱へ、今は嫡子にかぎりていふことなれど、元和寛永の頃、それより後までも、男子をばなべて倅といふ、さて文字は世倅と記せり、分けていふ處にては、嫡子を惣領今も幕府にてはこの稱あり二男を二番目の

世倅、三番目の世倅などあり、又某一番子、二番子と記し、處もありて、今の如くいふは近きことなるべし。

○廣島の童謡

○廣島の童謡に、あの兒は誰家この兒麴屋の媼おばの兒、尻を眞赤にやきてやれと云事あり、之は寛永十一年正月、耶蘇宗門徒、麴屋うば、さては婢女已妻なる河邊にて火罪に處せられしことあり、それを傳へ來しこと、思はる。

○素戔鳴尊の故事

○山縣郡加計村温井といふ所に、江の淵といふ所あり、本郷より一里半、瀧山川の上流にて、大盤石の下大なる淵なり、長五十間横二十間許、兩山の間極て幽深の地なり、土民相傳て素戔鳴尊大蛇を斬給ひし所なりと云、按に日本記一書に、素戔鳴尊下到安藝國可愛之川上とありて、通證にも安藝國可愛之川は山縣郡なるべしといへり、今可部川を可愛川とせば、江の淵は其川上にあり云々、高田郡吉田村に稻田川といふあり、こゝをも素戔鳴尊大蛇を斬給ひし所なりといひ傳ふ、此所も高宮郡高宮郷にて、今吉田祇園社に素尊及び稻田姫足摩乳手摩乳といふ説あり、いづれにやと物に見ゆ。

○賀茂郡川尻浦に網にかゝりし綸子

○寛永十二年四月、加茂郡川尻といふ所に海にて、二郎右衛門、九藏といふ二人の漁夫、手ぐり網といふものをへしに、白綸子百十端を得て獻つる、洗はせてさむらはい、御用にもなるべしとて、衣庫御納戸にをさめられさて彼の漁夫二人には、奇特の仕方とて白銀二タひらを賜ひし事物に見ゆ、むかしはかゝ

ることもありけり。

○淫祠叢祠の事

○淫祠叢祠といふものは、年を経るまゝに多くなりゆき、ふるくめでたき御社などは、世を経るまゝに衰へ廢る、嘆はしき事なり、此大城の下にて己れ見る所もていはんに、本川々邊の二ツの惠美須社、新川場にて同じ神の社、さては白神社垣内なる同じ神の社を、外面に移せるなど、又東白島と新川場と竹屋町と松川町なる四ツの地藏堂など、皆己れが幼き時はなかりしものなり、此後いかになり行くにや、榮えはすとも衰へはせじ、東柳町なる金毘羅社山伏福壽院が祭るものにて神棚こは稍ふるきよし物に見ゆれど、商家とひとしなみの家の内にありて、廢はいつにてもすてられつべき物にてありしを、今年弘化丙午いつの間をや、こと棟に作りなし、同じ町なる興教寺々内なる、嚴島姫神の社は、いと小き構にてありしを、寺のかゝへ地とはいふことなれど、京橋の川邊に移し、ことさまに作り、いづれも一つかまへの香火場とはなりぬ、人はめでたしと、のゝしりつれど、おのれはあやしく、うれたく思ふことなりかし。
興教寺なる嚴島社をうつしよは弘化丙午よりはやゝ後の事なり

○宮島の市立の昔の様

○宮島の市立昔はいと賑はしかりしものと思はる、公家の物めさるゝこともこれをたのみ給ひしやうなり、さるは

- 於宮島市御買物之覺
- 一 黒羅紗二十二間半 此銀三貫九百三十七匁五分(但一間に付百七十五匁宛)
- 一 紺の羅紗 二間 此銀四百目

- 一 ひはたの羅紗一間 此銀百六十目
- 一 虎皮 九枚 此銀二貫八百八十二匁五分
- 一 しゆちん 十七卷 此銀一貫二十目(但し一卷に付六十目宛)
- 一 白紗綾 十卷 此銀三百七十目(但一卷に付三十七匁宛)
- 一 ちやう 一卷 此銀五十五匁
- 代銀八貫八百二十五匁
- 寛永九年卯月十四日 按に三月市にめされて跡勘定といふものなるべし
- 於同所市白砂糖被召上之覺
- 一 七十二斤内 七斤半ふうたいに引(正味六十四斤半)
- 一 六十八斤内 右同理り(正味六十斤半)
- 一 五十三斤 右同理り(正味四十五斤半)
- 中略 但一斤に付銀五匁宛
- 寛永九年卯月十四日と物に見ゆこの値の下直なる事を見るべし。

○元和年中の米類の價

- 米大豆の價
- 一元和五年八月 御入國
- 一同六年 米一石に付二十五匁五分冬大豆同二十目四分冬
- 但寛永八年迄米相場大同にして小異はあれど二十目代也、大豆は十匁代もあるなり
- 一 寛永九年 米一石に付三十二匁五分夏同三十三匁冬大豆二十六匁四分冬

但十二年迄三十目代なり
 一同十三年 米同四十四石五分夏六十二石五分秋大豆同五十目秋
 但廿年まで大同小異六十目代に過るはなし
 一正保元年 米同三十五石夏同三十二石冬大豆同二十五石六分冬
 但承應二年迄凡三十目代也同三年より萬治二年迄凡四五十目の間なり
 一萬治三年 米一石に付七十二石冬大豆同七十目冬
 但元祿十二年迄大同小異にして七十目に過るはなし
 一元祿十三年 米同八十石秋大豆同五十五石冬
 但正徳二年迄大同小異にして八十目に過るはなし
 一正徳三年 米同百二十九石春同百三十五石夏同百五十九石秋同百四十三石冬大豆八十五石冬
 但享保三年迄百目代にして正徳五年秋は百九十五石なり
 一享保四年 但當年よりは新銀の價なり 米同三十三石春同四十一石二分秋同四十五石冬大豆同三十九石五分冬
 但十年迄四五十目の間なりと物に見ゆ、ことし弘化春米一石の價二貫目夏麥一石の價一貫六百目の内外なり元和以來の高價といふべし、されどこれには由あることにて緒鈔の價甚下直の故なり君子高價といはず正徳五年の秋按に此秋は蝗の災ありしやうに覺ゆ百九十五石、前にも後にも稀なる價といふべし。

○寛永年間の斷獄一つ一つ

○寛永年間の斷獄一ツ二ツを記す
 御調郡門田村の小民、里正の不正を訴ふ、郡令里正と小民とを召して對理す、里正簿正を以て然らざる事を證す、小民恥ぢて言葉なし、郡令退いて判じて曰く、小民の訴訟憎むべしといへども、これを罪せ

ば、後々訴へ申度事ありとも思ひ止りつべしとて、雙方向のどがめもなく歸村申付けらる、十年癸酉五月の事なり。
 尾道に與五郎といふ者あり、叔母をもてり、其叔母死してけり、白銀三百目餘を與五郎に遺すとの遺言なりといふ、又和泉屋某の妻よりは、其銀は叔母より己れ賜はりし由を訴ふ、郡令事の由を吟味するに、まことや與五郎は甥なり、某が妻は姪にまぎれなかりしかば、かの銀を一半に分ちて二人に與ふ、されど姪は私に郷貫を走りし罪あり、今にも郷貫に歸りなばとらすべし、それまでは、舊里の里正に預くとあり、これも同年五月のことなり。
 奴可郡三福村は、石川左近西丈山の事也の知行所なり、その農民某去年の冬備後福山領に走る、逃民は御制禁の事ゆゑ、人して立歸れど申遣はせしかば彼の者弓に矢つかひ射殺すべしといふ、さて此頃は夜々舊里に歸り彼の者の田畑預る家に行き、焼打にすとのゝしる、されば三福村の民もいたく憂ひ、いかゞすべしやと訴ふ、官の斷にいかにもして、捕よ捕へ得ずば格殺せよ、さやうのいたづら者は苦しからずとの事なり、其後は如何になりしやしらす、同年九月の事なり。
 士人某の臣に大島九右衛門といふ者あり、それが娘にみやといふ者ありけり、周防なる母方の叔父の許に行きけり、一ト月許りありて、かのみやを伴ひ歸れどて九右衛門弟庄介といふ者をやりけり、歸るさ庄介いふに備後の鞆に用の事あれば舟やれどてそまで行きしに、庄介世におそろしきものにて、彼の娘を遊女に賣らんと謀る、みや心とき性にて、所の里正某に事の由を語りけるに、里正二人を舟にのせ又もとの所に送りかへす、されば岩國する吉川美濃守此頃は今のやうに方などはいはず全く國老のありより、使者して御國に送る、官の斷に庄介にくき奴、前代未聞の曲者として、はた物にかけらる蝶罪など物に見ゆ同年十一月の事なり、こゝに郡令とあるは、淺野某和泉守の事なりなりけり、さて此頃は亂世を去る遠からざれば、總ての斷獄一トわたりに武斷のみといふ人あり、たがへり上件の御さばき見るべし。

○西堂橋の禁標

○西堂橋禁標

東の方屋根裏にあり

- 一はしの屋根へむさどあがり申まじき事
- 一同雀の子取り申まじき事
- 一はしの上に荷持おき申まじき事
- 右相背もの於有之はくせ事可被仰付者也

寛永四年極月廿五日とあるよし物に見ゆ。

橋に屋たつものあるは瓦ぶきにて堅固この橋に限りて俗にいふ廣島の名物にてありけり、されど此橋雨露をおほふの便りあるによりて、乞食ども信家となりていときたなかりき、さて此橋を西堂としもいふは、昔國泰寺の開山安國寺惠瓊が西堂にてありし時西堂は僧の位號なり作りしものなれば、此名ある由にて、いと古き橋にてありしが、安政四年八月の地震に害はれ、屋たつものは、不用なりとて取りのけ、今の如くなみくの橋に改め作られしなり、さて此橋改めものせられし頃のやうに覺ゆ、此橋の北に高岸橋といふ橋ありて、今はたへにしを、往來のたよりよければとて、何とかいふ商人の官に聞え上げて、石もて新に作りいでしなり、こは西堂橋の序にいふなり。

○相撲取田子浦が話

○相撲取に、田子浦といふ男あり、それが相撲話せるをり、いつにても此所にてはかゝる手にて負けし其處にてはかう様の手して、なげうたれしなど、いつにても負物語し、かば、或人訝りて、なべての相撲は勝物語のみすなるに、いましは殊に負物語せるは、如何にやと問ひしかば、いやとよ勝る事は見る

人のすなる事なれば己れは負物語をすといひしより、かゝる儕にては、いとおかしき男なりかし、文化年間のことの様に見ゆ、楠木村にて相撲場ありし時、關取より第三の列にゐて、よき相撲にてありし様に覺ゆ。

○弘化三年春崩御の事

○弘化三年の春、崩御おはしまし、やむ事なき御上の仁孝天皇大御棺方二丈四尺高さもそれにかなへるよし、玉体のまゝを大御座と共に御棺にをさめ奉るよしさて四重の御棺なるとの御事なり、御車を挽き奉る牛十六疋なれど、いと重くして挽きなやむ故、人の助けをもてやうくに挽出て奉りしよし、さて葬り奉る御車を泉涌寺といふ、前夜の丑の刻、御車御所を出て、翌夜と同じ刻、かの御寺に至り給ひしよし、御車の輪の地を輾る音、物悲しきこととふるに物なきよし、供奉の百官、いづれも平生の御束帯なり、但し白布にてもものし、一向宗の法師の服せる輪袈裟といふものしたるものを着け給へるとの御事なり、途上白晝なれど、松明を用ひられしよし、さて御葬の前つかた、大御棺に似し物を車にのせ、大道を挽きまはし、かの御寺までの途中にて車にさはるものあれば、家にも何にても、取除かれしよし、これを御車挽こゝろみといふ由熊谷桐琴といふ、くすしの物語りしとてある人の語りき此桐琴は藩醫に裝束方さかいふ事をせる者にて京都住居なりしを、近頃は城下住居の命ありしが、兎角に都なつかしき見ゆ、醫學修行して都にありがちなり

○福島正則の法令の事

○三次郡の某が家にひめもてるものよし、
定 備後國三次郡
一年貢ますおろし候上は、この判の升よりふどきにて取候代官給人かた於有之は可申上之事

一年貢はかりやうの事其村の庄屋あけに、とかきを渡し五斗俵にはかり可申之事
一石に付二升の口米可出之事
一とかきの事竹にてふとさ五寸に可仕之事
右之外に横役一切無之候もし此上にてよの役義申かくる者於有之は其者之儀は不及申、出し候者まで曲事たるべき事

右條々若相背置於有之は堅可處嚴科者也 如件
慶長五年十一月廿八日

たれかこの朝臣を暴忍の君なりといふ、此四條の誼を見よ、事すくなにてことたれり。
羽柴左衛門太夫 (華押)

○承應二年洪水の事

○承應二年八月五日夜、大風雨六日卯の刻頃よりおそろしき水となり、白鳥なる堤處々破れ御城内をも水浸し、士人の居宅などは、大地より七八尺許りも水となる、されば西山小左衛門宅の裏今は國老淺野孫左衛門殿邸宅の裏也、二重櫓、鍛冶小屋裏今は三節櫓前社、同じ二重櫓、井上權丞宅後の平櫓今は小出平八郎、岸三左衛門前御門櫓今は參政堀川角右衛門ぬし居宅の前なり、此四所なる御櫓崩れ、其他御櫓臺石垣などいふもの千九十三間破れ、城濠三所うづもれけるよし、御封の内に潰家五千餘、民どもの溺死せるも多く、牛馬の死しは二百八十餘とぞ、さて御城下橋といふ橋一ツも全きはなく、田島の御損亡も夥しきよし、昔は知らず恐しき事と語り傳へけるよし物に見ゆ、此洪水の折、御城下并に郡々にて家財田畠農具など流亡し、者どもへは、濡米とり交へ、白銀をさへに貸し與へ給ひ濡米貸し給はり者へは後其半をば全く賜はりしなり、又士人御切米の者へは、暮御切米の内、夏の貸米の員數ほど貸し賜はりしなり、さて一本木の堤、今の如く高くなり、向なる打越村の堤、水越ゆるやうになり

しも此時のことなりと物に見ゆ。

○天保壬寅元暦の事

○天保十五年暦のはしがき、今迄頒ち行はれし寛政暦は違へることのあるをもて、更に改暦の命あり、遂に天保十三年新暦成に及び、詔して名を天保壬寅元暦と賜ふ、抑元文五年庚申、寶暦五年の亥暦ことわることなく、一晝夜といふは今曉九時を始として、今夜九時を終とす、然れども、是迄頒ち行はれし暦には、毎月節氣、中氣、土用、日月食の時刻を云もの、皆晝夜を平等にして記す故、其時刻時の鐘とま、遅速の差あり、今改むる所は四時日夜の長短に従ひ、其時を量り記し世俗に違ふ事勿らしむ、今より後此例に従ふとあり。

○寛永十年宇品の海に鯨の漂ひし事

○寛永十年十二月鯨の骸、宇品の海に漂ひ來りし事あり、漁舟より申上しかば、江波島に引よせ、士二人を奉行として御解せあり、魚肉等桶數十四にをさめ、江戸に上らる、此頃やむ事なき御方玄徳院殿なり、江戸にいませり其時の文牒に、鯨の長七尋御座候、皮めは少も無御座候、身は骨の間に少は御座候、内の物は大方御座候様に見え申候頭など割候は、かふら骨なども可有御座かと存候云々、御國へ寄鯨無御座候に目出度奉存候、鯨の皮めなどは、海にて通船など切取申物と存候云々などありて

- 一三 貫目 　　かふら骨 　　一桶
- 一九 百目 　　眼一つ 　　同一の眼は無之
- 一同 　　ほりく 　　同
- 一二 貫目 　　たけり 　　同

一七貫六百目 内の物 二桶
 一二十貫目 尾 四桶
 一十六貫目 内身 二桶

外に三百八十四貫目

内身此内九十六貫目は申上し漁夫に賜ふ

翌年三月右の魚腸などを國老さては官長たちになまひし事ものに見ゆ。

○寛政十一年武田山麓妖怪の事

○寛政十一年沼田郡東山本村より申出し書に

乍御内々申上候、東山本村武田山の麓、山王原と申處少し上、光明寺谷山と申松樹山御座候其所に少の塚御座候、塚の印に櫻御座候、これは武田光和公の御墓の由、往古より申傳申候、然る所當正月七日夕七半時頃、右墓の少し下夕より歳凡三十四五歳と相見え申候、色白き男、白馬に乗り白き立島の様なる上下を着し總髪の様に見え申、髪を巻立に結び、左の手に手綱を取、右に軍幣を持あらはれ出、夫より下奈良原と申處迄二町ばかりも御座候、其間に切岸をも御座候をも何事なく、ふはく〜と乗りそこにて消失せ申候、此義を同村百姓政助娘、并林太伴林藏見受け申候、尤外に小兒五六人も見受申候、右娘は十八九歳、林藏義十六七歳に御座候而、たしかに見請申候、往古より色々異變之義御座候由、申傳御座候得共、たしかに見請申候は、此度始に御座候、餘り異事に御座候上、殊外噂高く御座候に付御内々申上候、并去々年秋右墓所より二々畝程西、荒卷谷と申野山に、玉くさり落居申候を百姓共拾ひ歸申候又其所に去年霜月古刀砂に埋り居申候を掘出し取歸り申候、右刀乍序奉入御覽候以上

東山本村庄屋

正月 十七日

與 三 兵 衛

御 番 組 様

とありと物に見ゆ。

○天保年中飢饉の時ありし事

○去年の秋天保七年丙申としようゑ、冬の頃となりて、山縣郡あたりの民ども、二千人あまりも、此大城のあたりにさまよひさしかば、白鳥なる堤に一ト所、東の松原堤の下に一ト所、さては産物やくしよの側に一ト所いと大きな屋たつものを構へられ、それにて雨露を凌ぐたよりとなし給ひき、されば己等如き、あはれなる門にも引もきらず参りて、ものくれよとわふ、わざと食へ残しおく粥の餘りなどを、四五人程には日毎に與へしかど限りもなき事なれば、其餘はくれざれど、なほも乞ひてやまず、憐れなる事限りなし、されば門に人の來るけはひすれば、又來しにやど腹にこたへてあはれなりしが、今日なん天保八年丁酉正月十七日ありがたき、仰せごとありて、いづれをも、故里に歸されしと聞く、己が事の様に思はれてうれし冬日の寒きにはさまでいたまざりしが、中々に春となりて、あはれにやみて死ぬもの多しと聞く、さればすぎし六日よりは、彼の小屋毎に薪或は炭などをひそかに賜はり、且は日毎に粥をもたまひし由、さて中にもあはれなるふしを詩にもして別に記すと松石園日記に見ゆ、又四月十八日の處に、此頃片田舎より朝夕の煙たて難きもの、そこよりもこゝよりも、皆大城の御許にまわりつとひて、糠にてよし賜はれど乞ふ者多く憐れなる事いふも更なり、されば飢て死し者多かるべし、さる故に公のさたどて、そのものどもに、その郡その村にて某といふ事を小き札といふものに記して人毎にもてりしが、此頃所々に送り歸されしとなり、又五月十五日の條に藤田某衛門が疫にて久しくたれこめしを問ふ、去年の冬より此病はやり死する者夥し、いひうゑとしには、此病あるといふ事を聞しがまことなり、山縣郡などは、十に八九は、此病にてなくなりしよし、されば御城下にも所せきまでの事にて、人々安き心なし

嚴島の御社は更なり、所々の御社にみてくら捧げたまひて御城下の社々には銀十枚郡々にあらふる、まかつひは同三枚をそなへられしなりの神をなこむる御祈ありしと聞きしが、とみには験なかりしとあり、又同じ廿四日の條に今日はかゝる大ごとありし、

去秋米穀不作、御藏米減少に付而は、他國米御買入等にて、御取合せ有之候得共、差向御米配差間に付來月より差掛る處、御家中初、末々迄都而御扶持方并差紙立等、麥取交へ御渡可被下、右は一統迷惑筋も可有之候得共、不被得止次第に候間、銘々心得違ひの義無之、其覺悟有之此場合如何様とも勘辨相盡可被取續候事但し右に付渡り方等委細之儀は御勘定所可被承合候事知行給知之面々にも兼而相達候通に付飯用の餘米は且々被相拂候義に可有之、尤去年柄格別に納米減少之方角も相聞え手詰之義にも可有之候得共此場合之義に付此餘飯用米之内をも、拂米可相成方角も候はゞ夫丈一統便利筋には可相成兎角相互に勘辨を盡し取續候義專要の事に候間粗飯相用候義は猶銘銘其心得も可有之候事

五月 廿四日

右之趣相組支配方末々迄不洩様可被相達候
あとにもさきにもあらざるべき御ことにて其事にかゝつらへる人たちの心づかひ思ひやらる、まことややむ事を得ざる御事なるべし。

○石川左近の邸

○元和九年癸亥十月石川左近重之御家に仕ふ食祿二千石なり、邸を城南にて賜ふ、北ノ方左近南ノ方伴三左衛門ぬしなり、さる故に今に二軒屋敷の名あり、さて左近仕を辭せられしは寛政十三年なり、左近は丈山凹の事なりかし、扱今の二軒屋敷は東と西、且は南の方に吏人の家並立ちて中に往來の道あれど

昔の地圖によるに今西の方の家の後と興徳寺の間に渠流あり此渠流のあたり路にて今頼榮三郎ぬしの門のあたりより橋を架して往來する事にてありし、されば今己等が住むあたり丈山翁の宅址にてありしと思はる。

○鶴臯院殿七十の御賀

○天明二年鶴臯院七十の御賀とて御封内にて七十以上のもの共に御賀のもちを給ひける、古へは知らずいとめでたき例なりけり、さてたまふ日數は同じ月の十四日より十九日まで日わりといふものにて、學問所にてたまひしなり、

- | | | | |
|-----------------|--------------|----------|-----|
| 一惣人數高二萬七千四百二十一 | 一人に付 | 一千二百九十八人 | 沼田郡 |
| 一餅米百五十二石三斗三升八合餘 | 五合の積 | 一千五百三十七人 | 佐伯郡 |
| 一此白米百三十七石一斗五合 | 餅粉用 | 一千九百十三人 | 山縣郡 |
| 一白米六石八斗五升五合餘 | 色取用 | 一千九百一十一人 | 高田郡 |
| 一小豆十三石七斗一升餘 | 七十歳以上御頒分人數寄 | 一千八十七人 | 高宮郡 |
| 一千百三十六人 | 待中始め末々迄御家人の分 | 一千三百八十九人 | 賀茂郡 |
| 一三百四十一人 | 御家中陪臣并 | 一千三百五十二人 | 豊田郡 |
| 一七百八十四人 | 町方 | 一千二百五十五人 | 甲奴郡 |
| 一五百八十八人 | 新開方 | 一千八百五十七人 | 世羅郡 |
| 一九十九人 | 宮島 | 一千八百三十一人 | 三谿郡 |
| 一二百五十六人 | 尾道 | 一千七百三十七人 | 奴可郡 |

一四十二人
 三上郡
 三次郡 御鏡方殿
 治類共
 惠蘇郡
 三六

合二萬七千四百二十一人
 内一萬三千九百二十一人 男
 一萬三千五百人 女
 二萬二千九百九十一人 七十歳以上
 内一萬二千四百四十七人 男
 一萬九百四十四人 女
 四千八百六十七人 八十歳以上
 内二千五百一十一人 男
 二千三百五十六人 女
 三百五十二人 九十歳以上
 内百五十五人 男
 百九十七人 女
 十一人 女
 内八人 男
 内三人 女
 以上と物に見ゆ。

○伊弉冉尊の御舊陵

○備後奴可郡入江村に熊野山といふ山あり、山に熊野社あるを以てかくいへり、うひのひの山といふ、雲備の界斐の山の義なり、又鳥の尾ともいへり、鳥上の峰も近き故にやといふ、此山頂においは谷とよぶ所あり、方一町許平にして柵の古木、茅柴生ひ茂り中に石あり、下にあるもの長四尺ばかり、濶六尺許、上に烏帽子に似たる石長さ三尺餘なるあり、土人云伊弉冉尊を葬りし所なりと、按に古事記舊事記

並にいふ、伊弉冉尊者葬出雲與伯耆堺比波之山といふに御陵ありて石の玉垣などもあるよしなれど、出雲人此熊野山を呼びてもとせ山ともいふよし、もとせの義詳ならず、もし舊陵の義にてもあらば、初めこゝに藏し奉りて後今の地に移し參らせしも知るべからず、如何にも山頂の模様なみ／＼の山にあらす熊野社も古き宮にて僻郷に似ぬ故ある宮居と見えたりと物に見ゆ。

○大石代三郎御家に引取りの事

○正徳三年體國院殿の御時、良雄の三男代三郎ぬし、但馬なる豊岡にて石東家に良雄の妻は石東氏なり養はれ、京極家甲斐守高佳朝臣より、御懇の御とりあつかひなりと聞えけれども、代三郎ぬし、元祖以來御家御譜代の者、代三郎ぬしとても、御譜代同様の者にてあれば、御家に御引取召仕はれ度との思召にて、人して其由を京極家に御内論ありしに、同家御許容ありしかば、御引取あるに定りぬ、されば迎として御使番佐々宇右衛門ぬし、徒士武林勘助、御持足輕二人、大番足輕八人、御小人十三人を彼地に遣はさる、勘助以下は九月十日船出し、佐々氏は十五日の船出なり、さて大石家へは豫て引移の料とて、金若干をたまひぬ、京極家よりは田村瀬兵衛知行二百石と云ふ士して送られ、石東氏よりも家臣副へてけり、廿一日御城へ御旗奉行小山孫六ぬしを大石家同姓なり御呼出し、執政達列座にて申渡さるには代三郎御地に召寄らる、素より住所はなき事故一邸宅を中村十郎左衛門賜ふ、代三郎到着あらば、直に此邸宅に落付候様にとの思召の由を傳へらる、さて十月朔日代三郎ぬし並に母氏香梅娘など此娘といふは代三郎ぬしの姉に從者までも侍分二人は知らず到着ありけり、待受用意とて徒士池田孫四郎におほせごとあり、到着の日は官よりの御賄といふものなり、四日客館にて京極家の使者瀬兵衛へ御料理を七菜たまひ、尋いで御使者もて、御時服二を賜ひける、六日再び小山氏を御城に召し、執政達申渡さるゝには、代三郎義京極家に仰せ達せられ、此許到着のよし、御耳に達し候知行高千五百石賜ふとの御事なり、さて代三郎幼年十二には候へども、格別

の者に候間、生立之義心やりせよとの思召の旨を申渡さる、九日代三郎ぬし登城、御太刀馬代干鯛一箱を捧げられ、知行拜領さては屋敷賜はりし御禮なり、十二月廿二日代三郎ぬし登城、特に御便室に召され御懇の命あり、老母も息災に哉との命もありし由物に見ゆ、有難しといふも愚かなり、此代三郎ぬし後、御旗奉行次席となられ外衛良恭といひし人なり。

○大石代三郎姉の事

○正徳四年二月廿八日代三郎良恭ぬしの姉を、淺野長十郎直道ぬしに御寄合嫁入よとの仰言あり、六月十五日此春婚禮成りの御禮とて、兩家より御肴一種を奉らる、これは官より命ありつる縁組なればなりとこれも物に見ゆ、長十郎ぬし後に監物といふ、さて此婦人の腹に女子一人生るよし。

○大石良雄十三回忌辰の事

○正徳五年二月四日は良雄ぬしの十あまり三かへりの忌日なればとて、代三郎ぬしより、家僕を遣はし泉岳寺にて、法事わさのことありける、其折しも細川主税頭後越中守宣紀朝臣より士一人まゐり、其のかみ主家に十七士を預り給ひし折、われも懇に語らひしなごりあれば、焼香をも致度とて参りし由にて、書院にて法師等と物語す、姓名をば聞かざりしかとよき人と見え、若黨三人召具せるよし、さて法師ばらが申すには、此時細川家より十七士に白銀三枚、なべての義士に金五兩を手向けられし由、さるは今年に限らず年毎に忌月には、然御手向あるよし、法師等より聞しと彼の家僕等が申けると、代三郎ぬし後に語られけるよし、ある翁の物語なり。

○義士百年忌の事

○田上翁諸人の物語に、享和三年二月四日は義士の百年忌に當るとて、泉岳寺の法師法事執して詣づる人夥し、さて三ツの戯場には木挽町左官町吹屋町彼の義士の事を演ずる、忠臣藏といふ演戯をものして、大入大當りといふ事にてありし、さる折しも大石多宮ぬし其雄ぬしの孫偶々江戸にありけるがその日には彼の寺に詣づとのあらましを江戸人如何にして知りしにや、御館霞關の公館也のあたりより泉岳寺までの大路見る人所せきまでにてありける、さて多宮ぬしはよき男にて面あを白く鬢高く髻大たふさにて、いかにも内藏助ぬしの孫といひてもおしからぬ男ぶりにてありしかば、それを見てむかし人の面影を思ひやりしにや、彼の三場の假内藏助いひ合し、様にて、翌日より高鬢大髻となりしとの物語なり。

○貞享元年洪水御國西界小瀬川の堤きれし事

○貞享元年十二月御領分佐伯郡と、岩國との界、小瀬川の堤破れしかば、御家より士人數多つかはされ、まづ榜示の木を立らる、彼よりも同じ事してけり、さて彼のしるしは、こなた様にうち入れて立し故、士人争の出でん事を恐れ、殿にかへりてむねを取る、権現孫公聞給ひ、既にしるしの木立てし上の事にてあらば何事かあらん、とく堤築きたつべし、但し此度は士人は参らず、民どもはかりにて、一日に築き立よとの御事にて、三萬五千餘の民ども集ひて、同じ月十五日一日に築きをへしよし、さて孫公の御意にしかくありて後、岩國より異存もあらば、徳川家の旨とりて、踏つぶしくれんすと仰せられし由、さる物にて見き。

會員 諸君 へ

○本號は、藝備史壇の臨時號として、發行致しました、次回は、藝備史壇第八十五號を發行致しますから、續々原稿の御投稿を切望致します、尙今後は時々臨時號を發行する事に致しますから、これも材料を御示し下さい、又近時各地に史談會等も行はれて居る様子でありますから、其研究や御調査になつた事なども御通知を願ひたいのですから、よろしく願ひます、尙新らしき會員の御紹介を切望致します

大正十一年十月

廣島市下中町二三

廣島 尙古會

廣島尙古會規約

- 第一條 本會は廣島尙古會と稱す。
- 第二條 本會は廣島縣内の史蹟及名勝天然記念物等を調査し、兼て一般の歴史及參考資料を研究するを目的とす。
- 第三條 本會の目的を達するため調査、出版、講演を行ふ。
- 第四條 本會は臨時集會を開き、毎年一回大會を開く。但し時宜に依り臨時大會を開くことあるべし。
- 第五條 本會は臨時雜誌を發行す。
- 第六條 本會調査の事項は、集會若くは雜誌に於て之を報告し、庶務會計の事項は大會に於て之を報告す。
- 第七條 本會の目的に賛成するものを以て會員とす。
- 第八條 本會に入會せんと欲する者は、會員の紹介を要す。
- 第九條 本會は學識又は名望ある士を推薦して名譽會員とす。
- 第十條 本會に會長一人、幹事若干人を置く。
- 會長は本會を統轄し、幹事は會務に従事す。
- 會長の任期は三年、幹事の任期は一年とし、大會に於て會員中より選舉す。
- 若し缺員を生じたる時は、補缺選舉を行ふ、其任期は前任者の後任期とす。
- 第十一條 會長は會務を協議するため、會員中より評議員を委嘱することを得。
- 第十二條 本會會員は會費として、毎年金一圓五十錢を前納するものとす。但し半々年分宛納むるも妨げなし。
- 第十三條 本會の諸費は、會費又は義捐金を以て支辨す。
- 第十四條 本會の体面を毀損する者は役員會の決議を経て之を除名し、大會又は例會に於て其姓名を報告す、會費の忘納者も亦同じ。
- 第十五條 本規約は大會出席者三分の二以上の同意を得れば之を變更することを得す。

大正十一年十月廿五日印刷

大正十一年十月三十日發行

定價金參拾錢
(郵税金貳錢)

編輯人 廣島市下中町二十三番地 玉井源作

印刷者 廣島市鹽屋町十二番地 増田直吉

印刷所 廣島市鹽屋町十二番地 増田兄弟活版所

發行所 廣島市下中町二十三番地 廣島尙古會

振替口座大阪壹九四五

會員 諸君 へ

○本號は、藝備史壇の臨時號として、發行致しました、次回は、藝備史壇第八十五號を發行致しますから、續々原稿の御投稿を切望致します、尙今後は時々臨時號を發行する事に致しますから、これも材料を御示し下さい、又近時各地に史談會等も行はれて居る様子でありますから、其研究や御調査になつた事なども御通知を願ひたいのですから、よろしく願ひます、尙新らしき會員の御紹介を切望致します

大正十一年十月

廣島市下中町二三

廣島 尙古會

廣島尙古會規約

- 第一條 本會は廣島尙古會と稱す。
- 第二條 本會は廣島縣内の史蹟及名勝天然記念物等を調査し、兼て一般の歴史及參考資料を研究するを目的とす。
- 第三條 本會の目的を達するため調査、出版、講演を行ふ。
- 第四條 本會は臨時集會を開き、毎年一回大會を開く。但し時宜に依り臨時大會を開くことあるべし。
- 第五條 本會は隨時雜誌を發行す。
- 第六條 本會調査の事項は、集會若くは雜誌に於て之を報告し、庶務會計の事項は大會に於て之を報告す。
- 第七條 本會の目的に賛成するものを以て會員とす。
- 第八條 本會に入會せんと欲する者は、會員の紹介を要す。
- 第九條 本會は學識又は名望ある士を推薦して名譽會員とす。
- 第十條 本會に會長一人、幹事若干人を置く。會長は本會を統轄し、幹事は會務に従事す。會長の任期は三年、幹事の任期は一年とし、大會に於て會員中より選舉す。
- 第十一條 若し缺員を生じたる時は、補缺選舉を行ふ、其任期は前任者の殘任期とす。
- 第十二條 會長は會務を協議するため、會員中より評議員を委嘱することを得。
- 第十三條 本會會員は會費として、毎年金一圓五十錢を前納するものとす。但し半々分宛納むるも妨げなし。
- 第十四條 本會の諸費は、會費又は義捐金を以て支辨す。
- 第十五條 本會の休面を毀損する者は役員會の決議を経て之を除名し、大會又は例會に於て其姓名を報告す、會費の忘納者も亦同じ。
- 第十六條 本規約は大會出席者三分の二以上の同意を得ざれば之を變更することを得ず。

大正十一年十月廿五日印刷

大正十一年十月三十日發行

定價金參拾錢

(郵税金貳錢)

發行所 廣島市下中町二十三番地 編輯人 玉井源作

印刷者 廣島市鹽屋町十二番地 增田直吉

印刷所 廣島市鹽屋町十二番地 增田兄弟活版所

發行所 廣島市下中町二十三番地 廣島尙古會

振替口座大阪壹壹九四五

397
375

終

